



平成 23 年 2 月 8 日

各 位

上場会社名	日本パーキング株式会社
代表者	代表取締役社長 小林 伸司 (コード番号 8997)
問合せ先責任者	専務取締役 管理部門担当 重田 稔彦 (TEL 03-3222-0773)

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 23 年 5 月下旬開催予定の第 14 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を所有する株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会及び本種類株主総会を「本株主総会」と総称します。）に係る基準日設定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会における権利を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 2 月 28 日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 23 年 2 月 28 日（月曜日）
- (2) 公告日 平成 23 年 2 月 9 日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://npc-npc.co.jp>

## 2. 本株主総会の付議議案等について

本日付け「東京建物株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、東京建物株式会社による当社株式に対する公開買付けが成立したため、同社より、当社を実質的に完全子会社化するための本株主総会開催の要請を受けました。

上記要請を受けて、当社は、本定時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による定款変更後、当社が発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全て（当社が所有する自己株式は除きます。）の取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

また、本定時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の上記②に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本定時株主総会と同日に、本種類株主総会を開催することを予定しており、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定するものです。

なお、本株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第あらためてお知らせいたします。

以 上